平成２７年（フ）第４号
茨城県水戸市東前２丁目75番地　シーフォレストヒルズＡ棟103号
債務者　池元　健二
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２７号
茨城県水戸市中央１丁目６番13号
債務者　石川恵美子
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３３号
茨城県笠間市大田町208番地181
債務者　才間　文雄
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３５８号
金沢市大場町東935番地
債務者　島野　明生
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３８６号
兵庫県姫路市飾磨区下野田４丁目520番地
債務者　小坂美佐子
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１１号
兵庫県赤穂市中広1576番地64　市営住宅千鳥団地１―101、従前の住所兵庫県相生市佐方２丁目13番４号
債務者　横山　元夫
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第５８号
兵庫県姫路市花田町小川518番地　市住６―15
債務者　糠坂　壽子
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第９９１号
広島市中区基町19番１―1139号　市営アパート
債務者　久保亜都子
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３７号
広島市佐伯区石内南４丁目21番18号
債務者　大汐ひとみ
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４９号
広島市西区庚午南２丁目19番23―201号
債務者　藤原　安夫
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５４号
広島市佐伯区五日市町大字下河内658番地13
債務者　前垣　典子
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６５号
広島市西区高須台３丁目10番２号
債務者　西廻**梱**輔子
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３６４号
大阪府吹田市元町26番６号
債務者　横田　　浩
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０４号
大阪市平野区加美北５丁目９番３―515号
債務者　藤田　　繁
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０５号
大阪市平野区加美北５丁目９番３―515号
債務者　藤田たえ子
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１０号
大阪市生野区小路東１丁目３番４号
債務者　横田　由美
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４４号
大阪市阿倍野区王子町４丁目３番11号　サンハイム王子301号、前住所大阪市阿倍野区王子町３丁目９番16号
債務者　奥田基雄こと　曺　　基雄
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部